

会議録

会議の名称	令和3年度 第16回児童の放課後対策審議会
開催日時	令和3年11月5日（金） 午後3時～
開催場所	枚方市民会館 第3会議室
出席者	会長：大西雅裕 副会長：後閑容子 委員：石橋勇治、伊勢正子、妹尾忍、 代田盛一郎、蔦田夏、中尾奈々恵、中口武
欠席者	委員：高野淳子
案件名	【議 事】 1. 会長及び副会長の選出について 2. 「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗状況について 【報 告】 総合型放課後事業の取り組み状況について 【その他】 今後のスケジュールについて
提出された資料等の名称	資料1-1 対象事務事業の進捗一覧（令和2年度実績） 資料1-2 「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗状況（令和2年度実績） 資料2 総合型放課後事業の取り組み状況について 資料3 今後のスケジュール 参考資料 児童の放課後を豊かにする基本計画
決定事項	・「児童の放課後を豊かにする基本計画」に基づく取り組み状況について聴取し、了承した。 ・総合型放課後事業について、本日の意見・指摘を踏まえ、着実に取り組みを進めること。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	1名
所管部署（事務局）	教育委員会 学校教育部 教育支援室 放課後子ども担当

審 議 内 容

【事務局】

皆様におかれましては、公私御多忙の折、御出席をいただきまして厚くお礼をお申し上げます。

私、教育支援室課長の放課後子ども担当の北田でございます。よろしくお願ひいたします。

本日は、第3期児童の放課後対策審議会の第1回の会議ということで、まだ、会長、副会長が選出されておられません。

会長、副会長が決まるまでの間、事務局のほうで進行をさせていただきたいと存じますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、学校教育部長の位田より、一言御挨拶申し上げます。

【学校教育部長】

(あいさつ)

【事務局】

本来でしたら、ここで委員の皆様にも、委嘱状の交付を行わせていただくところですが、時間の関係上、本日は皆様の机の上に委嘱状を置かせていただいております。誠に申し訳ございませんが、何とぞ御容赦いただきますようお願いいたします。また、委員の皆様におかれましては、今後、委員の任期が令和5年9月までとなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、続きまして事務局より委員の出席状況を御報告させていただきます。本日、出席状況といたしまして、委員10人のうち出席委員9人となっております。枚方市附属機関条例第5条第2項により、本審議会が成立していることを報告させていただきます。

それでは、早速ですが、会長、副会長の選出について、議題とさせていただきます。この件について、委員の方から自薦、他薦など何かご意見はございますでしょうか。なければ、事務局において提案がございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

ありがとうございます。

事務局といたしましては、会長は大西委員に、また、副会長は後閑委員にお願いしてはどうかと考えております。

委員の皆様は、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】

ありがとうございます。

それでは、会長は大西委員、副会長は後閑委員で決定をさせていただきます。会長、副会長を選出していただきましたので、恐れ入りますが、大西会長、後閑副会長には、席の御移動をお願いいたします。

それでは、会長、副会長御就任に当たりまして、一言ずつ御挨拶を頂戴したいと存じます。まず、大西会長からお願いいたします。

【会長】

(あいさつ)

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、続いて後閑副会長、よろしくをお願いいたします。

【副会長】

(あいさつ)

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、大西会長、会議の進行をお願いいたします。

【会長】

先ほど事務局から報告がありましたとおり、本会議は定足数に達していますので、進行してまいります。

皆様、先ほども申し上げたとおり、忌憚のないところでぎくばらんにも子どものことを考えて、いろいろとご意見、お力添えをいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

まず、会議の前に、傍聴者への資料の配付について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条に基づき、本会議は公開となっております。

審議会の配付資料につきましては、傍聴者の閲覧に供するか、配付するよう努めることとなっております。今回の審議は、非公開情報が含まれていないと考えられますが、資料の取扱いに関して、傍聴者に配付するという点でよろしいでしょうか。

会長から、御確認を取っていただきますようお願いいたします。

【会長】

ただいま事務局からの説明がありましたが、第16回児童の放課後対策審議会の資料の取扱いは、傍聴者に配付ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。
それでは、配付することに決定いたします。

【会長】

では、次に本日の資料の確認を、事務局よりお願いします。

【事務局】

本日の資料ですが、第3期児童の放課後対策審議会委員名簿、

資料1-1 対象事務事業の進捗一覧（令和2年度実績）

資料1-2 「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗状況（令和2年度実績）

資料2 総合型放課後事業の取り組み状況について

資料3 今後のスケジュール

参考資料 児童の放課後を豊かにする基本計画。資料は以上でございます。過不足はありませんか。

【会長】

それでは、議事に入ります前に、第3期がスタートし委員の交代があったとうかがっておりますので、まず、新たな委員の御紹介をお願いしたいと思います。

【事務局】

第3期児童の放課後対策審議会委員名簿の資料を御覧ください。本年9月13日から、第3期となりまして、新たに委員になられた方を、あいうえお順で順次御紹介させていただきます。できましたら、一言御挨拶をいただければと思います。

まず、枚方市子どもいきいき広場から伊勢委員でございます。

【伊勢委員】

(あいさつ)

【事務局】

次に、枚方市民生委員児童委員協議会（主任児童委員連絡会）の妹尾委員でございます。

【妹尾委員】

(あいさつ)

【事務局】

次に、枚方市留守家庭児童会室保護者会の中尾委員でございます。

【中尾委員】

(あいさつ)

【事務局】

もうひとかた、新たな委員として、枚方市小学校長会から、高野委員がおられますが、本日は公務が重なり御欠席となっております。

委員の紹介は、以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。

今、新たな委員の御紹介がありましたが、新たな委員の方々にとっては、我々3期目のメンバーは新たな委員ということになると思いますので、自己紹介をしていただければと思います。

【中口委員】

(あいさつ)

【葛田委員】

(あいさつ)

【代田委員】

(あいさつ)

【石橋委員】

(あいさつ)

【会長】

ありがとうございました。

基本は、子どもを中心に考えて、それぞれ皆さんのお立場で、ざっくばらんに語っていただくことによって、子どもに返っていくと思いますので積極的に御発言いただければと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第に従い進めたいと思います。

2. 「児童の放課後を豊かにする基本計画」の進捗状況の前に初めての方もいらっしゃる

ので「総合型放課後事業」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(説明あり)

【会長】

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か質問はございますか。

1期、2期の審議会で、放課後遊び教室といいますか、子ども教室を中心にいろいろと審議をしてきました。その最後の方で、総合型という話が出てきまして、総合型の放課後事業ができたというのが、今までの流れになってきております。見ていただいたように、留守家庭児童会室と放課後子ども教室は、明らかにお金がかかるかかからない、おやつが出る出ない、そういうところからありますが、子どもたちが自由に遊ぶところは、きちんと担保しようという前提で、この事業の展開になってきています。

それでよろしかったですか。

【事務局】

はい。

【会長】

それでは、今の説明について、特にないようでしたら、資料の説明に移っていただければと思います。

【事務局】

(資料1-1、1-2の説明あり)

【会長】

ありがとうございます。

それでは、資料1-1、1-2について、何か御質問等はございますか。いかがでしょう。最初にあった待機児童の解消は、留守家庭児童会室の令和2年1月31日の時点で、申込み全ての人たちの受け入れは終わったわけですね。その後、2か月で65人も出たということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

なぜ、そのようなことになったのでしょうか。

【事務局】

留守家庭児童会室の定員につきましては、年度単位で設定しています。1月末時点の入室資格を有する申込み児童については、できる限り入室していただけるよう取り組んでいます。定員を定めるにあたっては、運営を担う職員の確保状況や、運営場所の確保も踏まえて、定員を設定しています。この間ですが、1月末までに申し込みのあった児童については、待機を出すことなく入室していただいています。

2月以降の申込みについては、先着順となり、定員に空きがあれば、入っていただけますが、各校区の状況により、定員が満たされている場合は、待機していただくこととなりますので、4月時点で待機が発生している状況になっています。

【会長】

1月末日までの申込みに対して定員を定めるとなれば、2月以降に申し込んだ人は、待機になるのは当たり前の話になります。最初に定員があり、その定員で、1月末までに申し込んだ人たちがまず入られて、余力があればその中へまだ入っていけるということですか。

【事務局】

各校区での状況にもよりますが、2月以降に申し込まれた方については、待機していただくこともあるということです。

【会長】

令和2年度の最初に待機児童があれば、次の令和3年3月まで満杯状態でずっといくということ、1年間この人たちはずっと待機児になるということですよ。

そうすると、ニーズに对应していると言えるのかなと思ってしまいます。事前にたくさんの方の定員を設けて、そして人員を確保して、何%の伸び率だということは多分計算ができると思いますので、その計算をした中での増し率を出して、定員設定をして、そして受け入れるということをしなないと、待機児を一年間作り続けていくということになってしまいますね。

【事務局】

本来であれば定員については、班数を増やし、余裕を持たせた定員設定が望ましいと考えています。

児童会室では、本市の「留守家庭児童会室条例」「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」に基づいた班の設定を行い、1班2人以上の職員を確保し、運営を行っています。現在、留守家庭児童会室の運営を担う職員の不足が課題となっている中、就労支援という観点も踏まえ、できる限り1月末までに申し込まれた児童について、入室していただけるよう、状況を見ながら定員を設定しているところです。どうしても、これ以

上は班数を増やせないという状況にもなっており、ぎりぎりのところで班設定をする中で、待機児童が発生している状況でございます。

ただ、今年度に関しましても、4月の時点では待機児童が出ていましたが、現時点では、待機児童がゼロになっておりますので、入室辞退や退室状況によって、入室いただけている状況です。

【会長】

現状は、待機はないということですか。

【事務局】

はい。

【会長】

その点について、いかがでしょう。

【中口委員】

定員を増やした場合、学校自体の空き教室とかをお借りして、開設をしていくということになります。指導員の確保は、やはり困難な部分がありますので、まず、1月末で設定されたら、そのときまでに申込みをできるだけいただき、どうしても転入とかでできない場合は、先ほどおっしゃったように途中で退室される児童さんもいらっしゃるの、そこへ入れていくというようなことで運営されているのではないのでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。

【事務局】

委員のおっしゃる通りでございます。

1月末までに、入室の申込みをいただいた児童については、できる限り入室いただけるよう取り組んでいます。2月以降につきましては、先着順となりますので、定員の空き状況により入室していただいています。

この現状をどのように打開していくかということにつきましては、全児童を対象とした「放課後子ども教室」を全小学校で実施していくことで、「児童会室」と「放課後子ども教室」をニーズに応じて選択できる総合型放課後事業に取り組んでいるところです。

後ほど、資料2の中で御説明させていただく予定ですが、この間実施したアンケート調査の中で、「学年が上がれば留守家庭児童会室を退室して子ども教室を利用する」、「留守家庭児童会室をそもそも退室して子ども教室を利用する」との回答をいただいている方が、50%近くおられます。

留守家庭児童会室と子ども教室を選択できる状況を、全小学校でつくり上げていくことで、児童会室の厳しい運営状況を整理できたらと考えているところです。

【会長】

中尾委員、何かありますか、留守家庭児童会のことなので。率直な感想で結構なのですが、待機児が65名出ていることについて、どのように感じますか。

【中尾委員】

そうですね、今は、次の入室の申込みがそろそろ始まってきていて、私も申込書をいただいているのですが、保護者の間でも、今申込みをしないと、2月以降では絶対4月からは入れないと認識されている方が多くいます。この機会に取りあえず申込書を提出して、入られるという方が多いです。

私自身、留守家庭児童会室に子どもを預けられなくなったら、どうしようかなという思いもあり、待機されている方は大変だと思う一方で、子どもの人数に対して、職員の方が2人ぐらいなので、職員がこのままの体制なら、子どものことを十分に見ていただけないのではという気持ちもあります。

数字だけ見ると待機児童65人かと思いますし、理想としては、待機児童がなくて、子どもの居場所がつけられるのが一番いいとは思いますが、まず、職員数をしっかり確保してからの話かなというのを感じています。

【会長】

ありがとうございます。

このことは、システムに課題があることになりませんが、これだけニーズがあるということですから、そこへの対応ということが大事かなと思います。

子どもが留守家庭児童会室の方に行くのか、それとも、放課後子ども教室に行くのか子どもの主体性をもって選択ができればいいかなと思います。少し危惧するのは、放課後子ども教室が留守家庭児童会室の予備的な受け皿みたいなことになってしまうと、それはちょっと趣旨が違うということになってくると思いますので、その辺を十分留意しながら進めていく必要があるのかなと、感じました。

ほかはございませんでしょうか。

【代田委員】

定員設定は、国基準と本市の条例でいうと、一人当たりの平米数をもって40人以下とし、その一支援単位に対して複数の職員配置という基準があります。申込者の数で定員が定まるという仕組みは、ちょっと分からなくて。もともと入れる人数というのは決まっていて、それに対して1月末までに何%申込みがあったのかという、それが過ぎているのか足りないのかというところで、待機児童というのは発生する、もしくは締め切った後でも入れる方もある、というふうになるのじゃないかなと思ったものですから。

例えば、ほかの自治体では、年内とか1月末までに、来年度の入会の希望調査、ニーズ調査みたいなものをされて、本申込みの前に大体の見込数、人数調査をやった上で、定員設定をされるということもあります。新1年生が、4月以降の段階で待機児童に含まれる

のであれば、今後入会、入室の優先順位をどんなふうにつけていくのかという議論になってくるかと思うのですが、そのあたりでは少し定員の設定の仕方と申込期限のあり方というのは、工夫の余地があるのかなと思いました。

あと、情報として、厚労省が調査して出した結果では、毎年小学生の数は減っている一方で、本市でいう留守家庭児童会室の利用のパーセンテージというのは上がっています。上がっているのですが、前年度については、そのパーセンテージがちょっと減った。恐らくこれは、入会の申込みはしていたけれども、コロナとそれに伴うステイホームの関係で取り下げた方が、多数おられるのではないかと推察されます。減ることもあるけれど、基本的には先ほど会長がおっしゃったように、ニーズとしては非常に高い事業じゃないかなと思います。

もう一点、これは後ほどのお話になるかと思うのですが、小学校の1学級当たりの人数、35人定員が推進されるということだとすると、余裕教室と呼ばれている空き教室が、かなり減っていくのではないのかなと推察されます。一方で、留守家庭児童会室とか放課後子ども教室の拠点となる教室の確保がさらに必要になってきたとき、どっちかがどっちかの犠牲になるということがないように工夫がいるかなと思いました。

【会長】

ありがとうございました。ほかにございませんでしょうか。

コロナで目標達成ができなかったというのは、これはいたし方ないところなのですが、今後そのあたりがどう動くかという、一つ予測みたいなものは立てておかないといけないなというのは思いました。

【事務局】

児童の定員につきましては、本市の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準条例」に基づき、1班あたりおおむね40人としている一方で、留守家庭児童会室条例施行規則において、申請の状況等により定員を超える臨時定員を定めることができる旨を規定しておりまして、次年度に利用できる学校施設等を考慮して、受け入れ可能人数を臨時定員とした上で、受け入れを行っているものでございます。

児童会室の児童数の予測につきましては、「児童の放課後を豊かにする基本計画」にも目標事業量という形で示しておりますが、令和3年度は5,188人、令和4年度は5,371人、令和5年度は5,491人、令和6年度は5,548人ということで、今後も児童数の増加を見込んでいます。

この児童数の見込みも踏まえ、部屋の確保など、早い段階から学校と協議し、使用の仕方も含めて、話をしております。

ただ、先ほど、中尾委員がおっしゃられたように、子どもたちとしっかりと向き合える職員の体制づくりは最優先であります。

今後も、子ども達が安全に過ごせて、子どもたちとしっかりと向き合える体制づくりに取り組んでまいります。

また、入室の募集要項には、1月末までに申し込みをいただいた場合においても、申込

数が定員を超えた場合は、優先順位の判断基準により、入室を決定させていただくことを記載しております。

【会長】

ありがとうございます。ほかはよろしいですか。
なければ、資料2の説明をお願いします。

【事務局】

(資料2の説明あり)

【会長】

ありがとうございます。
資料2について、何かご意見とか、御質問はございますか。
保護者アンケートを行ったということなのですが、子どもアンケートは何でやらなかったのですか。

【事務局】

今後、行っていく予定としております。

【会長】

やはり子どもが主体ですから、子どもを中心に考えていただいたほうがいいと思います。だから、例えば事業運営で改善してほしいこととして、「学習の支援」というのが出てくるのですよ、これだったら自習教室に行ったらいいわけです。
保護者の思いは分かるのですが、子どもが勉強したいと言っているのかどうかです。
ほか、何かございませんか。

【副会長】

これは保護者に対するアンケートなのですが、実施した事業者というのは、どんなふう to 実施していて、どうだったのかということについて、例えば研修については、実績が「△」になっていましたね。どうして「△」なのかとか。あるいは、用意した遊び道具とか、あるいは施設だとか、そういうところの関係についてどうだったか、事業者なりの聴き取りとかはされているのでしょうか。

【事務局】

その聴き取りも行っています。1年間を通じての検証ということで、これから進めていこうと考えております。その中で、事業者に対して、適正な運営ができているか確認するとともに、現地にも行って確認をいたします。

【会長】

何かありませんか、よろしいでしょうか。

【代田委員】

2 ページの真ん中の放課後子ども教室に求めるものの開室時間の変更で、「9時からスタートの分をもう少し早めるお願いはできませんか」というのは、本来は留守家庭児童会室に対するニーズがこちら側にスライドしようとしたときに、9時だったら保護者の仕事開始の時間に間に合わないということの反映だと思うのです。

開室時間の変更が求められているので、放課後子ども教室をもっと早く開室して、留守家庭の役割を担うということでは、放課後子ども教室の目的としては違って来るかなという印象を受けました。

また、遊び道具や本を増やしてほしい、参加児童を増やしてほしいなどのご意見について、今後の方向を考える上でも、せっかくモデル事業の実施に当たり、モデル事業の御案内「子どもバージョン」をご苦労してつくっていただいたという経過もありますので、何でも子どもの言うとおりにするということではなく、子どもはどう思っているのかを聞いていく仕組みを作っていく必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

ここでは表せておりませんが、「遊び道具や本を増やしてほしい」のコメントのところには、保護者の方が子どもから聞いていただいたであろうコメントがいくつかありました。今後は子どもたちの意見も聞けるような形で、アンケートも含めて進めてまいります。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

【代田委員】

3 ページの真ん中に、これも留守家の40人基準のところ、これは枚方市の条例で40人以下となっているのですが、50、60人が半数以上となっているというのは、やっぱり先ほど別の委員もおっしゃいましたが、子どもの育成支援の環境としては、平方メートルも職員配置もちょっと厳しいかなという印象を受けましたので、このあたりは改善の課題になってくるのではないのでしょうか。

【会長】

ありがとうございます、私もそう感じていました。

【事務局】

現在、留守家庭児童会室運営を行うにあたり、児童数が多い児童会に関しましては、班設定を行っている部屋以外に、学校と相談し、放課後に子どもが過ごせる一時的な教室等を借用して、運営に活かしています。

今後も、子ども達が安全に過ごせて、子どもたちとしっかりと向き合える体制づくりに取り組んでまいります。

【会長】

ありがとうございます。

よろしいですか。

【葛田委員】

児童の放課後を豊かにするさまざまな事業がある、その事業それぞれに目的があります。特に、留守家庭児童会というのは、健全育成事業の中でも、やはり子どもの生活の場というふう位置づけられている。

ただ単にそこに行って宿題をやって、それで終わりというものではないということがあると思います。いきいき教室などの事業にも、それぞれの目的があるので、もちろん入室、退室、待機児童などのデータを取るといことは、とても大事なのですけれども、目的に沿ってきっちりと成果が出ているのかというところの視点も必要なのではないかなというふうに思います。

その中で、大西会長がおっしゃっている、子どもがどう思っているのか、子どもはどうかというところの聴き取りが重要ではないかなと思いました。数字をぼっと見せられても、いったいそれが子どもにとってどうだったのかというところが、やはり分かりづらいのかなと思っています。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。一番大事なことをおっしゃっていただきました、ありがとうございます。

ほかにございますか。

【中尾委員】

放課後子ども教室というのが、私はこの間の保護者会で、初めて聞いたぐらいでよく分からないのですが、夏休みとかもされたのですか、一日何をしているのですか。

例えば、留守家庭児童会室だと、一日のスケジュールが決まっています、今年の夏は、うちの小学校では、朝涼しい時間にちょっと外で遊んで、その後自分で持ってきた宿題をする時間というのがあって、そこから人数を分けてちょっと遊んだり、部屋遊びをしたり、お昼を食べて、昼寝が必要な子はちょっとして、また、夕方涼しいときになったら外遊びという、この一日のスケジュールが決まっています、放課後子ども教室というのは、

どういう流れでされているのですか。

【事務局】

「放課後子ども教室」は三季休業期と土曜日の9時から夕方5時まで開室しています。なお、土曜日は、地域やNPO団体が主体で運営している「枚方子どもいきいき広場」が実施していない日や時間帯に開室しています。

「放課後子ども教室」の活動は、子どもたちの自主性、主体性を尊重しながらの活動なので、校庭で遊んだり、教室の中で宿題をしたり、宿題以外の学習をしたり、本を読んだりと自由な時間を過ごしています。夏季期間中については、熱中症等の心配もありますので、外遊びについては、状況を判断しながら、遊んでもらうようにしています。

帰宅時間は、参加カードに何も書かれていなければ夕方5時ですが、参加カードに帰宅時間が記載されている場合には、その時間に帰宅してもらっています。

今回参加した児童では、全日の方が70%ぐらいと多い状況でした。

【中尾委員】

ありがとうございます。全然子ども教室について、知識がなかったもので。

あと、委託と直営で何か変わるのですか。

【事務局】

委託と直営で、内容が大きく変わるということはありません。子どもたちの自主性、主体性を尊重するという「放課後子ども教室」の趣旨は、直営であっても委託であっても同じ考え方、方向性であり、子どもたちが自分たちでいたいことができる、そういう場所であるというところの認識を持った上で、スタッフも関わっております。

【中尾委員】

ありがとうございます。私も利用したいのは、長期の夏休みとか冬休みとか、そういう休みのときに子どもを預けたいなと思っています。学校に行っている平日は、そこまで児童会室に預けなくてもいいかなという状況なので、夏休みだけ放課後子ども教室に無料で預かっていただけるなら児童会室じゃなくてもいいなと、今ちょっと思っていました。

【事務局】

今後、全小学校での実施に向けて取り組みを進めてまいります。いろいろなご意見を踏まえて取り組んでまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【会長】

ほかはございますか。

今、言っていたご意見は、本当にそのとおりだというふうに思います。放課後子ども教室は何をやっているのか、分からないように見えるというのは、まさしくそうなのです。

なぜかという、子どもがやりたいことをやるからです。一方、留守家庭児童会室は生活保障ですから、スケジュールを組んで、そのとおりやっています。放課後子ども教室は、地域に安全な遊び場を確保するというような側面なので、学校を利用して、そこで自由に遊ぶ、やりたいことをする。子どもとしてはお友達と遊びたいと思ったら遊ぶだろうし、勉強したいと思ったら勉強をする子もいるだろうし。そういうのを自由にしていこうというようなことなので、子ども主体ということになります。だから、ちょっと見えにくいです、何をやっているか。

そこにいる指導している人たちも、子どもの安全ということを確認しながら子どもの遊びをサポートしていくわけです。子どもの行動をサポートする、そういうような形になりますので、引っぱって何かをやっていくというような感じではないのです。だから、見えにくいのは確かなのです。

【中尾委員】

私としては、放課後子ども教室のほうが魅力的だと感じます。

そうすると、わざわざ別に児童会室に預けなくてもいいのかなという方はいっぱいいらっしゃると思います。ぜひ、もっと広げていただければなと思います。

【会長】

そういうメリットも、やはりあると思います。ただ、それが子どもが望むことができないと、そういう場にはならないですね。保護者とか大人の側からこうだと言ってしまうと、子どもはそのとおりに従わざるを得なくなって、自主的な遊びとか行動というのはできなくなっていってしまうということです。

自主的に主体的にいろんなことができるというのが、一つのメリット、特徴だということです。よろしいですか、どうぞ。

【葛田委員】

中尾委員が、保護者としての率直な思いを話していただいたと思います。やはり、それぞれの子どもの居場所の目的と、何をやってきたかというところを検証していくということは、大事なかなというふうに私は思っています。

これまで、子どもを遊ばせるということがどういうことなのか、遊ぶということがどういうことなのか、子どもを参画させるということがどういうことなのか、見守ることがどういうことかということもこの中で審議をしてきて、現在に至っているわけです。

私は、これらの子どもたち、たくさん居場所があるけれども、同質のサービスを享受できる環境をつくるということが、とっても大事だというふうに思っています。先ほど、鋭

い御指摘で、委託と直営はどう違うのか。じゃあ、職員の質はどうかということも、私たちはこの中で、子どもの最善の利益を生み出す指導員、支援員の質をここで問うていく必要があるのではないかなと思っています。その責任がこの審議会にはあるのではないかなというふうには思います。

【会長】

ありがとうございます。
ほかにございませんか。どうぞ。

【妹尾委員】

放課後子ども教室の指導員の方というのは、どういう方がなられているのですか。

【事務局】

現在、先行実施しています「放課後子ども教室」では、職員は有資格者ではないですが、直営では会計年度任用職員という職種で、児童会室での勤務経験者も含めて、「子ども教室サポート員」という職員が見守りを行っており、また、委託校については、委託事業者のスタッフが見守りを行っております。

【妹尾委員】

ありがとうございました。

【石橋委員】

「放課後子ども教室」登録率が32%ということで、学校の空き教室というのも減っているという状況なのですが、このあたり、要は登録を上げたいというところだと思うのですが、上ったところと、そのキャパの問題というところでは、どのあたりが適正といいますか、どのあたりが限界になるのかなというところをお聞きしたいのですが。

学校でも、空き教室がないということのお話もある中で、留守家庭児童会室でも部屋が必要な状況なので、「子ども教室」の部屋の考え方について教えていただければと思います。

【会長】

いかがでしょうか。

【事務局】

空き教室の使用については、多くの課題がございますが、学校については、学校の規模以外に、少人数学級編制や支援教育も含めて、特別教室の確保が必要になっていきますので、その調整は今後もしっかり行っていく必要があります。先行実施している学校については、教室を借用しているところは3校で、1校は図書室を借用しています。

留守家庭児童会室と放課後子ども教室では、定員の考え方は違います。

放課後子ども教室に関しては、基本的には、1つ、お部屋を借用しております。特に定

員設定はありませんが、日により登室児童数に差がありますので、大規模校など、児童数が多く見込まれる場合は、事前に学校と相談し、2教室目の用意もしております。

【会長】

ありがとうございます、よろしいですか。

【石橋委員】

はい。

【会長】

御質問されているのは、要するに何名ぐらい、30%が100%になっても受けるのですかということ、極端に言えば。そのことと、部屋ではなくてスタッフでしょうね、スタッフはどういうスタッフを何名、各校に用意しているかという、そのあたりはいかがですか。

【事務局】

「放課後子ども教室」のスタッフに関しては、運営趣旨を踏まえて運営できる従事者を児童数等も踏まえて、常時2名以上という考え方をしています。ですので、運営場所が増えた場合には、児童の安全が確保できる適正な人員配置を行うこととしております。

児童の受け入れ数に関しましては、「放課後子ども教室」は制限を設けておりませんので、希望があれば基本的には全員を受け入れるという考え方です。

【中口委員】

空き教室の関係もあるでしょう。いくらでも定員を増やしていったら、教室をずっと借りていかないと運営できないのではないですか。

【事務局】

「放課後子ども教室」につきましては、現在の登録率は30%から45%強といったところで、登室率は、それを下回ります。部屋の確保につきましては、学校の規模や登録率等により、判断していく考えでございます。

【中口委員】

今、学校のほうでは空き教室は、45校全部であるのですか。

【事務局】

各校区で差はありますが、なかなか厳しくなっている学校もあります。その場合は、日中は教育活動、午後からは放課後の活動で使用するなど、タイムシェアリング使用というようなところもございます。通常の普通教室だけではなく、特別教室や図工室、図書室なども含め、相談させていただきながら、借用しております。

【会長】

ありがとうございます。

【副会長】

ちょっと教えていただきたいのですが、5ページの委託事業者による運営状況という中で、例えば山田小学校の場合には、大体38人から39人というのは、これは児童会室における4月の一日の出席者ですか。

【事務局】

一日の平均の出席数です。

数値の出し方は1か月ののべ児童数を開室日数で割っているものになります。

【副会長】

そうすると、さだ小学校は80人ということになりますね。

【事務局】

はいそうです。

【副会長】

そうすると、この場合には、教室は何か所に分かれていますか。

【事務局】

さだは、3教室使用しており、3班体制になっています。

【副会長】

それは毎日ずっと借りていられるのですね。

【事務局】

児童会室については、専用室が2室、教室1室の3班体制となり、放課後子ども教室用にも教室を1つ借用しています。

【副会長】

児童会室は3班体制ですね。そうすると、そこには指導員が、それぞれの教室に2人ずつ付いているという形ですか。

【事務局】

その通りでございます。基本2人で、あとは、配慮が必要な児童の状況などにより判断し、プラスαで児童会室サポート員を配置しております。

【副会長】

分かりました、ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

【伊勢委員】

それぞれの事業の手法が全く違うので、それを一つに持ってくるというのは、すごく難しいと思います。親の目線と子どもの目線が全然違いますので、いきいき広場への参加の考え方ひとつとっても、食い違いが生じて議論になったりしたことがありました。

うちのいきいき広場事業をする場合でも、参加人数が多くなってくると、1部屋30人程を1人のスタッフで見ないといけないということもあります。

また、たとえば、留守家庭児童会室が土曜日開設される時、留守家庭の職員さんがいきいき広場に子どもたちを送ってこられるのですが、非常に責任感を持っておられて、安全確保について気遣われている感じがあります。

放課後子ども教室に関しては、多分ふれあいのときもそうだったのですが、初めにこういうのに参加されますか、参加されませんか、とまず各学校の中で、くくりがあると思うのです。「参加する」とされた方は、いつでも参加できるのですか。

【事務局】

はい、できます。

【伊勢委員】

いつでも参加できるということは、親はそこに行っていると思っていて、でも、実際は行ってなくてということがあるので、そのことについては留守家庭の指導員さんは、すごく頑張っておられます。いきいき広場とか放課後子ども教室に行っているはずが、実際は違うということになったとき、だれが責任を取るのかということがすごく心配です。自習教室でも同じようなことがあります。

そういうときに、そこに関わっていただくスタッフさんがどんな人かということでも、かなり変わるように思ったりします。スタッフさんは、どういう人を選ぶか、子どものことが好きだなと思って来ていただいても、実際は違って、ただ働きたいだけとか、その時間を消化したいだけという人が来られたら困ると思うので、そのあたり、もう少し考慮してほしいなと思いました。

【会長】

ありがとうございました。

おっしゃられたこともいろいろとこの場で検討したいです。それから、安全にちゃんと来ているかどうかの受け渡しも、かなり工夫がされるようになってきておりまして、そのあたりの御説明を事務局お願いします。

【事務局】

「放課後子ども教室」では、出席カードを設けていまして、その日に出席する場合は保護者が出席カードにサインをし、それを子どもたちが持参することで確認しています。

ただ、教室に来ないで、どこかほかに行ってしまうなども考えられますので、安全管理については、保護者の皆様に事業の趣旨も含めて伝えていく中で、どこまで行うかといったバランスも考えながら、安全管理に関する検討を現在、進めているところです。

【会長】

ありがとうございます。ただ、安全ということが第一義になってしまっていて、子どもの主体性を規制するようであれば、これは事業趣旨から反れてしまいますので、ある程度は信頼していかないといけないと思います。もちろん、安全は大事なことなのですが、それによっていろいろなことが起こって、子どもが主体性を発揮できないような状況になったら、本末転倒ということになりますので。どうもありがとうございました。本当にいろいろなご意見をいただいて、よかったかなと思います。

ほかに、何かございますか。よろしいですか。

ご意見がなければ、議案については資料の説明していただいて、確認ができたということにしていきたいと思います。

それでは、次にいきますが、そのほかになりますね。

【事務局】

はい。

【会長】

そのほかの今後のスケジュールについて、御説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料3の説明あり)

【会長】

ありがとうございます。

今の事務局のスケジュールについて、御説明がありました、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

それでは、今日の案件はこれで終わりということになりますが、今日はいろいろなご意見を委員の方々からいただきました。結構、本質的な問題を捉えたご意見もありましたので、それをもう一度しっかりと考えていただいて、今後の総合型の取り組みをしっかりとしたものにしていきたいと思いますので、どうかそのあたりも事務局のほうでよろしくお願いをいたします。

それでは、ほかにごございますか。なければ、本日の議案、案件は全て終了ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局から、何かありますでしょうか。

【事務局】

はい。本日の資料に関しまして、そのほかご意見がございましたら期間が短くて大変申し訳ありませんが、11月10日水曜日までに、事務局の放課後子ども担当まで御連絡をいただきますようお願いいたします。いただいたご意見を踏まえ、必要な資料の修正を行った後、スケジュールを進めてまいります。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、今後も続きますので、どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして第16回児童の放課後対策審議会を終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。